

5 誘導施設の見直しについて

(1) 都市計画運用指針等における基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものであり、**当該区域に必要な施設**を設定するほか、**具体的な整備計画のある施設**を設定することが考えられます。また、**誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまった場合**には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

誘導施設としては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院や診療所等の**医療施設**、デイサービスセンター等の**社会福祉施設**、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の**高齢化の中で必要性の高まる施設**
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の**子育て支援施設**、小学校等の**教育施設**
- ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の**文化施設**や**商業施設**
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の**行政施設**

等を定めることが考えられます。

表 誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い物ができる機能 例. 延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m²以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

(立地適正化計画の手引き【基本編】より)

(2) 都市計画マスタープランにおける各拠点のイメージ

都市計画マスタープランにおいて、中心拠点と地域拠点の位置づけが以下のとおり示されています。

【都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ（概要）】

中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

- ・市域全域及び広域からのアクセス利便性に優れ、既に都市機能が多数立地しており、市の政策からも将来に渡って本市の中心にふさわしい拠点。
- ・市内外からの利用を想定する広域的な都市機能の維持・誘導及び既存商業機能の振興・活性化や土地利用の共同化・高度化を促進し、人口集積を図ります。また、豊川稲荷などの歴史・文化的資源、スポーツイベント、まちづくり団体などと連携した豊川公園の利活用、(都)前田豊川線の2車線化、豊川稲荷周辺の回遊性向上・歩行空間の高質化、良好な商業地や住宅地の形成により、魅力を高め、多様な交流づくりを推進することで、にぎわいづくりを進める。

地域拠点（八幡地区）

- ・日常生活に必要な都市機能に加え、既存の市民病院や大型商業施設を核にアクセス道路整備や周辺渋滞対策などを進めてきた拠点。
- ・医療、福祉、公共施設、商業、住宅などの多様な都市機能の集積を高め、交流人口の拡大や雇用の創出、中心拠点と一体となった交流によるにぎわいづくりを進める。

地域拠点（国府地区）

- ・名古屋、豊橋方面への玄関口であり、公共交通の利便性に優れ、日常生活に必要な商業、医療等の都市機能が多く立地している拠点。
- ・充実した施設と交通結節機能を活かしつつ、良好な住宅地の形成を進めるとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源を活かしながら中心拠点及び八幡地区と一緒に、多様な交流づくりを進める。

地域拠点（一宮地区）

- ・幹線道路沿道における都市機能の集積を活かし、生活利便性の維持・向上を図るとともに、周辺に分布する豊かな自然や良好な住環境を維持するとともに、鉄道、路線バス、コミュニティバスが確保された交通利便性を活かしたにぎわいづくりを進める拠点。
- ・一宮庁舎周辺の施設再編により支所機能とともに、一宮地区の地域交流機能等をあわせもつ一宮地域交流会館（仮称）やJR三河一宮駅ロータリーの整備を進める。

地域拠点（音羽地区）

- ・日常生活に必要な商業、医療等の都市機能の誘導を図るとともに、隣接する拠点との連携により、都市機能を確保するとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源や豊かな自然を活かしたにぎわいづくりを進める拠点。

地域拠点（御津地区）

- ・日常生活に必要な商業、医療等の都市機能の誘導を図るとともに、隣接する拠点との連携により、都市機能を確保するとともに、JR愛知御津駅の橋上駅化や自由通路などの整備を進め、利便性や安全性の向上、住環境の改善を進めることで、にぎわいづくりを進める拠点。

地域拠点（小坂井地区）

- ・日常生活に必要な商業、医療等の都市機能が多く立地していることから、充実した施設と鉄道3駅に接する交通利便性を活かした住環境の改善を進めるとともに、こざかい葵風館生かしたにぎわいづくりを進める拠点。

(3) 本市に必要な都市機能施設の考え方

①本市の現状を踏まえた必要な施設分類

地区別人口の将来見通しと、高齢者人口、年少人口、生産年齢人口の将来見通しをみると、市街化区域のおおむね全域で、**人口減少・少子高齢化が進行**している状況です。

高齢者人口については、令和2年では諏訪町駅や豊川駅、小坂井駅周辺等の駅周辺や既成市街地の広い範囲で10人/ha以上となっており、2040年（令和22年）には、市街化区域のほぼ全域で高齢者人口密度10人/ha以上となる見通しとなっています。

年少人口については、令和2年では諏訪町駅南側や豊川市役所周辺、国府駅周辺（豊川西部土地区画整理区域内）等で10人/ha以上となっており、市街化区域では6人/ha以上が主体となっていましたが、2040年（令和22年）には、市街化区域の多くの地域で6～8人/haと密度が低下する見通しとなっています。生産年齢人口についても、ほとんどの地域で密度の低下がみられます。

このため、**持続可能な都市の形成に向け、人口の動向を踏まえながら、定住人口・交流人口を確保するため**、本市に備わっている以下の都市機能施設について維持・拡充を図ります。

【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- 本市で安心して健康に住み続けられるよう、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の「**安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設**」
- 市の活力を支える生産年齢世代が安心して働き、子育てするための「**子育て世代のための施設**」
- 市内外からの交流を促進するとともに地域経済を活性化する「**まちのにぎわいを生み出す施設**」
- 市民の交流の場となり市民生活を支える基盤となる「**行政施設**」

②利用圏域からの機能分類

効率的・効果的な施設配置を推進するためには、各施設が有する生活サービスの種類に加え、各施設の利用圏域や規模を踏まえた配置を検討する必要があります。このため、既存施設の機能等を踏まえながら、必要な都市機能施設を以下の3段階に区分します。

【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- 基幹的生活機能**
 - 市内外からの利用を想定する広域的な施設であり、市街地ににぎわい等をもたらすためにも必要な施設
- 地域生活機能**
 - 市内複数箇所に立地し、各生活圏の都市機能を確保する上で中心となる施設
- 最寄生活機能**
 - 居住地の身近な位置に立地し、日常的な利用が想定される施設

③本市において維持・拡充する都市機能施設

これまでの考え方や、既存施設の立地状況を踏まえ、本市において維持・拡充すべき都市機能施設を以下のとおり整理します。

表 本市に必要な都市機能施設

大区分	小区分	基幹的 生活機能	地域 生活機能	最寄 生活機媒
安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設	医療施設	●	●	●
	保健センター	●		
	高齢者福祉	地域包括支援センター		●
	障害者福祉	通所・訪問系高齢者施設		●
		通所・訪問系障害者福祉施設		●
子育て世代のための施設	子育て支援	子育て支援センター	●	
	教育	通所・訪問系障害児福祉施設		●
		児童館	●	
		幼稚園、保育所等		●
	文化	中学校	●	
		小学校		●
まちのにぎわいを生み出す施設	図書館	●	●	
	生涯学習センター	●	●	
	文化会館	●	●	
	商業	市民館、集会場	●	●
		大規模小売店舗（1,000m ² 以上）	●	●
		小規模なスーパー等		●
行政施設	金融	銀行、郵便局等		●
	行政	市役所	●	
		支所		●

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

※2：豊川市民病院は基幹的生活機能を有しているものとします。

※3：診療科目5科目以上の医療施設は、地域生活機能も有しているものとします。

※4：店舗面積1,000m²未満の生鮮食品を扱うスーパー及びドラッグストアを対象とします。

（コンビニエンスストアは除く）

※5：銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、JAを対象とします。

(4) 誘導施設の見直し方針

- 八幡地区における総合保健センター（仮称）の整備に伴い、保健センターの誘導施設としての位置づけを中心拠点から八幡地区に変更します。
- 現在、誘導区域の位置づけがない施設のうち、複合化や改築の具体的な計画があることを踏まえ、①児童館、②小中学校について誘導施設への追加を検討します。

(5) 誘導施設追加の考え方

①児童館

- 一宮地区において、児童館も含めた公共施設を複合化する「一宮地区公共施設再編整備事業」が進められています。
- 「第2期豊川市公共施設適正配置計画（令和7年（2025年）6月）」では、リーディング事業②「住民ニーズにあったコミュニティ施設複合拠点の形成」において、児童館等の適正配置に向けた方向性として**複合化等の施設再編を推進し、単独の施設としてのあり方を見直す**ことが整理されています。
- 小坂井地区では、令和3年（2021年）5月に「こざかい葵風館」が開業し、児童館と他機能（支所等）との複合化が完了しました。
- これらの状況を踏まえ、**都市機能誘導区域内に立地している児童館を維持・拡充施設に位置づけ、今ある施設の確実な維持や、他機能との複合化を図る**方針とします。

②小中学校

- 「豊川市学校施設長寿命化計画（令和元年度（2019年度））」では、配置や改修等の方針として**現在の小中学校の配置を維持し、各学校施設の長寿命化を図る**ことが整理されています。
- 小坂井地区では、小坂井中学校を改築する「小坂井中学校整備事業」として、長寿命化計画に基づく具体的な取組みが事業化に至っています。
- これを踏まえ、**都市機能誘導区域内に立地している小中学校を維持・拡充施設に位置づけ、今ある施設の確実な維持や、改修等による環境の改善を図る**方針とします。
- 誘導区域外に立地している小中学校については、**現在の位置で維持することが前提であるため、誘導施設には位置づけない**こととします。

表 誘導施設の設定 新旧対照表

大区分		小区分	中心拠点	現行計画						改定案					
				八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区	八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区
安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設	医療	医療施設	○	○	○	◊	●	●	◊	○	○	○	●	◊	◊
		保健センター	○												
	高齢者福祉	地域包括支援センター													
		通所・訪問系高齢者施設	○	○	○	○	◊	○	○						
子育て世代のための施設	子育て支援	通所・訪問系障害児福祉施設	○	◊	●	○	●	●	●						
		児童館													
		幼稚園、保育所等	○	○	◊	○	◊	○	○						
		中学校													
	教育	小学校													
		図書館	○				●	◊	◊	○					
		生涯学習センター	○				●	◊	○	○					
		文化会館													
まちのにぎわいを生み出す施設	商業	市民館、集会場													
		大規模小売店舗（1,000㎡以上）	○	○	○	○	○	●	●	◊					
		小規模なスーパー等													
		金融													
	行政施設	市役所	○												
		支所						○	○	○					
誘導施設（■）の区分															
○	維持・拡充施設	：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設													
◊	補完施設	：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏（800m圏）にある施設（駅の徒歩圏から無くなった場合は、誘致となります。）													
●	誘致施設	：駅の徒歩圏になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設													

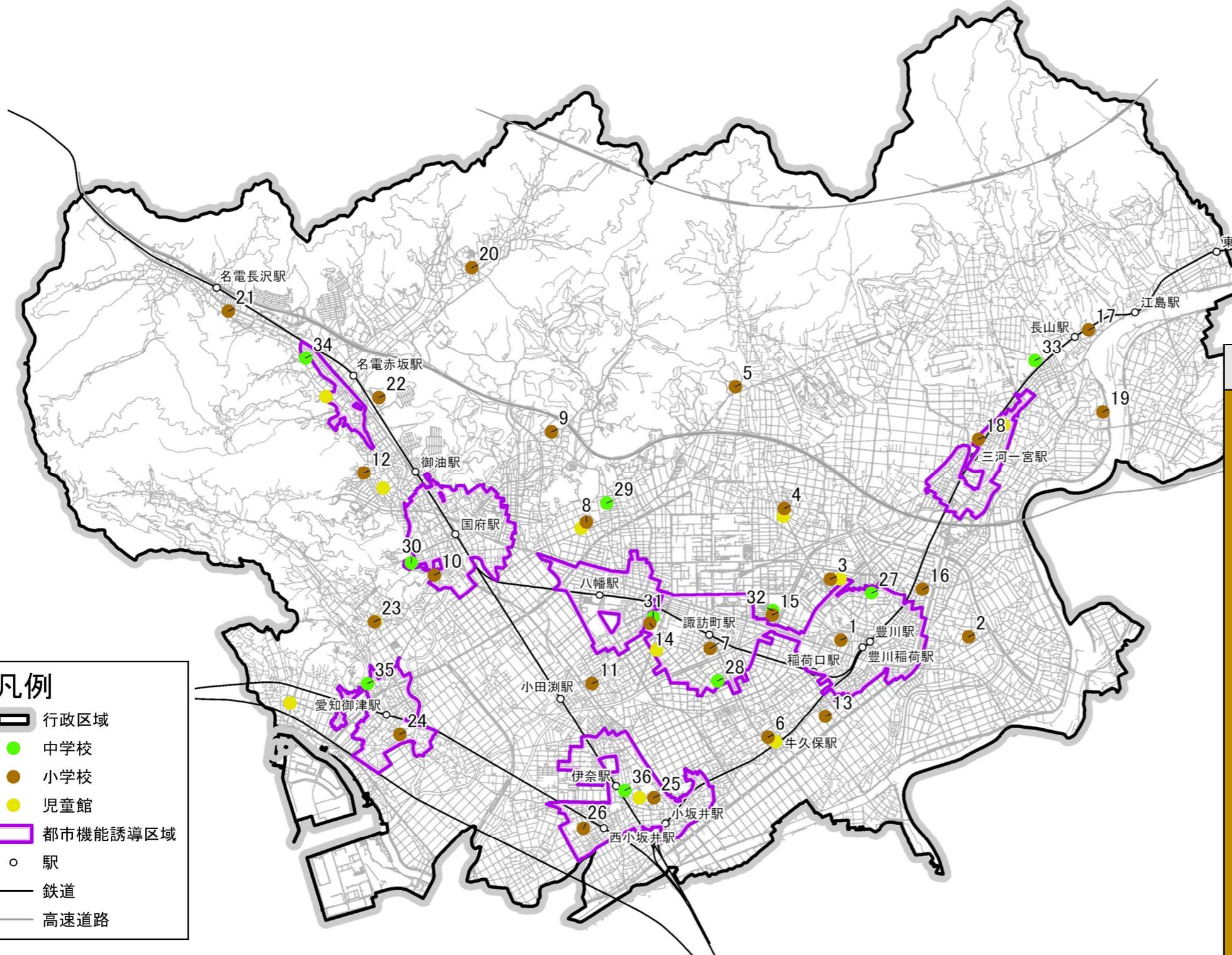


図 児童館・小中学校の分布

表 各都市機能誘導区域内における児童館・小中学校の立地状況

地区	都市機能誘導区域内の施設立地		
	児童館	小学校	中学校
中心拠点	あり	あり	あり
八幡地区	なし	なし	なし
国府地区	なし	あり	あり
一宮地区	あり	あり	なし
音羽地区	あり	なし	あり
御津地区	なし	あり	あり
小坂井地区	あり	あり	あり

表 各小中学校の児童生徒数の推移

	No	学校名	H29 【A】	R7 【B】	増減数 【B-A】	増減率 【B/A】
小学校	1	豊川小	338	349	11	1.03
	2	東部小	426	385	-41	0.90
	3	桜木小	397	347	-50	0.87
	4	三蔵子小	649	576	-73	0.89
	5	千両小	111	98	-13	0.88
	6	牛久保小	366	379	13	1.04
	7	中部小	680	689	9	1.01
	8	八南小	653	659	6	1.01
	9	平尾小	284	327	43	1.15
	10	国府小	686	796	110	1.16
	11	桜町小	305	349	44	1.14
	12	御油小	493	471	-22	0.96
	13	天王小	248	238	-10	0.96
	14	代田小	480	480	0	1.00
	15	金屋小	296	254	-42	0.86
	16	豊小	424	434	10	1.02
	17	一宮東部小	254	185	-69	0.73
	18	一宮西部小	563	556	-7	0.99
	19	一宮南部小	147	136	-11	0.93
	20	萩小	80	64	-16	0.80
	21	長沢小	183	86	-97	0.47
	22	赤坂小	296	213	-83	0.72
	23	御津北部小	177	189	12	1.07
	24	御津南部小	555	481	-74	0.87
	25	小坂井東小	513	534	21	1.04
	26	小坂井西小	633	517	-116	0.82
	27	東部中	814	776	-38	0.95
	28	南部中	674	660	-14	0.98
	29	中部中	497	545	48	1.10
	30	西部中	591	645	54	1.09
	31	代田中	368	416	48	1.13
	32	金屋中	474	467	-7	0.99
	33	一宮中	488	488	0	1.00
	34	音羽中	333	251	-82	0.75
	35	御津中	386	321	-65	0.83
	36	小坂井中	575	593	18	1.03